

# 運 航 基 準

令和5年12月27日

九商フェリー株式会社

# 運 航 基 準

## 目 次

	頁
第 1 章 目 的 . . . . .	1
第 2 章 運 航 の 中 止 . . . . .	1 ~ 3
第 3 章 船 舶 の 航 行 . . . . .	3 ~ 5

# 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、島原～熊本航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで発航できるものとする。

港名	区分	風速	波高	視程
熊本港		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
島原港		15m/s以上	1.5m以上	700m以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
20m/s以上	3m以上

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程がそれぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
発航港		
島原港	島原港附近（島原フェリー岸壁より島原灯浮標まで） 島原湾	700m以下 500m以下

熊 本 港	熊本港附近（熊本フェリー岸壁より熊本港口灯浮標まで）および島原湾	500m以下
-------	----------------------------------	--------

4. 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（基準航行の中止）

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更、その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高	動 揺
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	2m 以上	横揺れ7度以上

3. 船長は、航行中周囲の気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速	波 高
20m/s 以上	3m 以上

4. 船長は、航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
500m 以下

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。
- ただし、圧流による座礁、他船との接触、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

海 域	視 程
島 原 湾	500m以下

(入港の中止)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
- ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで入港できるものとする。

港名	気象・海象		
	風 速	波 高	視 程
熊 本 港	15m/s 以上	1. 5m 以上	500m 以下
島 原 港	15m/s 以上	1. 5m 以上	700m 以下

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 出 入 港 配 置 | (別表のとおり) |
| (2) 狭視界出入港配置  | (別表のとおり) |
| (3) 通常航海当直配置  | (別表のとおり) |
| (4) 狭視界航海当直配置 | (別表のとおり) |
| (5) 荒天航海当直配置  | (別表のとおり) |
| (6) 狭水道航行配置   | (別表のとおり) |

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通行船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡を取るべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2. 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり年間を通じ常用基準経路とする。

2. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

3. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別表のとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3. 船長は、旋回性能・惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)

の事項を連絡しなければならない。

(1) 熊本新港港口灯浮標に達したとき

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2. 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

船長と運航管理管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	船舶電話 携帯電話
(2)	緊急の場合	本社	船舶電話 携帯電話

添付書類

1. 航海当直配置等・・・・・・・・第5条
2. 運航基準図・・・・・・・・第6条
3. 速力基準表・・・・・・・・第8条



## 航海当直配置等 (レインボーかもめ)

(第5条)

項目	甲板部			機関部		
	場所	人員	人数	場所	人員	人数
(1) 出入港配置	操舵室	船長 (操船指揮)	1名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名			
	船尾部	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
(2) 狭視界入港配置	操舵室	船長 (操船指揮) 甲板員 (見張、レーダー)	2名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
	船尾部	甲板長 (作業)	1名			
(3) 通常航海当直配置	操舵室	2名当直	2名	機関室	1名当直	1名
(4) 狭視界航海当直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名
(5) 荒天航海当直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (船長補佐、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	車両甲板	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (船内巡視)	2名	機関室	機関長	1名
(6) 狭水道航行配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名

## 航海当直配置等 (フェリーくまもと)

(第5条)

項目	甲板部			機関部		
(1) 出入港配置	操舵室	船長 (操船指揮)	1名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名			
	船尾部	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
(2) 狭視界入港配置	操舵室	船長 (操船指揮) 甲板員 (見張、レーダー)	2名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
	船尾部	甲板長 (作業)	1名			
(3) 通常航海当直配置	操舵室	2名当直	2名	機関室	1名当直	1名
(4) 狭視界航海当直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名
(5) 荒天航海当直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (船長補佐、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	車両甲板	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (船内巡視)	2名	機関室	機関長	1名
(6) 狭水道航行配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長及び機関員 (主機操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名

島原熊本航路（下り便）

運 航 基 準 別 表

（船名） レインボーかもめ

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備 考																																					
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地 ま で	AV.	KNOT	区間		入港地 ま で																																				
			TRUE	mag											分	時 分																																		
		島 原 港											○船長の操船区間 入港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 5分前から 出港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 通過まで  ○熊本新港沖海域においては、季節により昼夜間共小型底引船が船団を組んで航路を横切するため注意を要する。 ○熊本港附近においては、ノリ棚が多数存在するので、視界制限状態下においては、特に注意を要する。 ○島原港入出港の際、特に最大干潮時において航路すじ附近に暗礁が多く、横流れの潮流が早いので特に注意を要する。																																					
		島 原 港 口 防波堤灯台	並	航	50	138°	144°	0.2		3	3	4																																						
		モソ瀬灯台	並	航	170	138°	144°	0.2		10	10	1																																						
		島原灯浮標	226°	232°	360	116°	122°	0.5	11.4					1.05																																				
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	119°	125°	0.8		12.5	11-13	47																																						
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	87°	93°	7.4																																										
		港口灯台	並	航	50	89°	95°	1.0																																										
		熊 本 港						1.0	9	11-5	7																																							
						VAR		0.3			6																																							
													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">基 準 速 力</th> <th colspan="3">港 内</th> <th colspan="3">港 外</th> </tr> <tr> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最 微 速</td> <td>380</td> <td>9.6</td> <td>微 速</td> <td>440</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>微 速</td> <td>440</td> <td>10.7</td> <td>半 速</td> <td>595</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>半 速</td> <td>595</td> <td>12.9</td> <td>原 速</td> <td>680</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>原 速</td> <td>680</td> <td>14.0</td> <td>最高速力</td> <td colspan="2">16.1 ノット</td> </tr> </tbody> </table>	基 準 速 力	港 内			港 外			速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力	最 微 速	380	9.6	微 速	440	10.7	微 速	440	10.7	半 速	595	12.9	半 速	595	12.9	原 速	680	14.0	原 速	680	14.0	最高速力	16.1 ノット	
基 準 速 力	港 内			港 外																																														
	速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力																																												
	最 微 速	380	9.6	微 速	440	10.7																																												
	微 速	440	10.7	半 速	595	12.9																																												
	半 速	595	12.9	原 速	680	14.0																																												
原 速	680	14.0	最高速力	16.1 ノット																																														

船長の直接操船区間その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入すること。

島原熊本航路（上り便）

運 航 基 準 別 表

（船名） レインボーかもめ

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備 考	
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地 ま で	所要時間				
			TRUE	mag						区間	入港地 ま で			
				m			マイル	マイル	AV. KNOT	分	時 分			
		熊 本 港				VAR							○上下便とも同じ。	
		港口灯台	並	航	50	318°	324°	1.3		9	5-11	9		
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	269°	275°	1.0						
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	267°	273°	7.4	11.4	12.5	11-13	47		1.00
		島原灯浮標	226°	232°	360	299°	305°	0.8						
		モソ瀬灯台	並	航	170	296°	302°	0.5						
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	318°	324°	0.2		10	10	1		
		島 原 港				VAR		0.2		9	11-5	3		

船長の直接操船区間その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入すること。

島原熊本航路（下り便）

運 航 基 準 別 表

（船名）フェリーくまもと

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備 考																																					
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地 ま	AV.	KNOT	区間		入港地 ま																																				
			TRUE	mag											マイル	マイル	分	時分																																
		島原港											○船長の操船区間 入港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 5分前から 出港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 通過まで  ○熊本新港沖海域においては、季節により昼夜間共小型底引船が船団を組んで航路を横切るため注意を要する。  ○熊本港附近においては、ノリ棚が多数存在するので、視界制限状態下においては、特に注意を要する。  ○島原港入出港の際、特に最大干潮時において航路すじ附近に暗礁が多く、横流れの潮流が早いので特に注意を要する。																																					
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	138°	144°	0.2		3	3	04																																						
		モソ瀬灯台	並	航	170	138°	144°	0.2		10	10	01																																						
		島原灯浮標	226°	232°	360	116°	122°	0.5	11.4					1.05																																				
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	119°	125°	0.8			12.5	11-13			47																																			
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	87°	93°	7.4																																										
		港口灯台	並	航	50	89°	95°	1.0																																										
		熊本港						1.0		9	11-5	07																																						
						VAR		0.3				06																																						
													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">基 準 速 力</th> <th colspan="3">港 内</th> <th colspan="3">港 外</th> </tr> <tr> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最 微 速</td> <td>350</td> <td>6.5</td> <td>微 速</td> <td>430</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>微 速</td> <td>430</td> <td>9.0</td> <td>半 速</td> <td>541</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>半 速</td> <td>541</td> <td>11.7</td> <td>原 速</td> <td>682</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>原 速</td> <td>682</td> <td>13.8</td> <td>最高速力</td> <td colspan="2">14.8 ノット</td> </tr> </tbody> </table>	基 準 速 力	港 内			港 外			速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力	最 微 速	350	6.5	微 速	430	9.5	微 速	430	9.0	半 速	541	11.7	半 速	541	11.7	原 速	682	13.8	原 速	682	13.8	最高速力	14.8 ノット	
基 準 速 力	港 内			港 外																																														
	速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力																																												
	最 微 速	350	6.5	微 速	430	9.5																																												
	微 速	430	9.0	半 速	541	11.7																																												
	半 速	541	11.7	原 速	682	13.8																																												
原 速	682	13.8	最高速力	14.8 ノット																																														

船長の直接操船区間その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入すること。

島原熊本航路（上り便）

運 航 基 準 別 表

（船名）フェリーくまもと

地点 番号	時 刻	通過地点			針路		距離		速力		所要時間		備 考	
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間			入港地 ま まで	区間		入港地 ま まで
			TRUE	mag					m	マイル				
		熊 本 港				VAR							○上下便とも同じ。	
		港口灯台	並	航	50	318°	324°	1.3		9	5-11	09		
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	269°	275°	1.0						
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	267°	273°	7.4						
		島原灯浮標	226°	232°	360	299°	305°	0.8	11.4	12.5	11-13	47		1.00
		モソ瀬灯台	並	航	170	296°	302°	0.5						
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	318°	324°	0.2		10	10	01		
		島 原 港				VAR		0.2				03		

船長の直接操船区間その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入すること。

(別表)

第8条 (速力基準)

レインボーかもめ			
速力基準			
速力区分		機関回転数	速力
港内	最微速	350RPM	6.5 ノット
	微速	430RPM	9.0 ノット
	半速	541RPM	11.7 ノット
	航海速力	682RPM	14.0 ノット
港外	微速	430RPM	9.0 ノット
	半速	541RPM	11.7 ノット
	航海速力	682RPM	14.0 ノット
最高速力		720RPM	16.0 ノット

フェリーくまもと			
速力基準			
速力区分		機関回転数	速力
港内	最微速	350RPM	6.5 ノット
	微速	430RPM	9.0 ノット
	半速	541RPM	11.7 ノット
	航海速力	682RPM	13.8 ノット
港外	微速	430RPM	9.0 ノット
	半速	541RPM	11.7 ノット
	航海速力	682RPM	13.8 ノット
最高速力		720RPM	14.8 ノット